

川北町健康づくり推進条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、町民が健康に関心を持つとともに、健康づくりに協働で取り組むための環境整備や健康寿命の延伸を図る施策の推進に関し、その基本となる事項を定めることにより、全ての町民が心身ともに健やかで心豊かに暮らし続けられる地域社会の実現を目指すことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 町内に居住する者及び町内に通勤又は通学する者をいう。
- (2) 地域団体 町内会その他の地域を基盤に形成された団体及び町内において町民の健康づくりに携わる団体をいう。
- (3) 事業者 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) 保健医療等関係者 専門的な立場から町民に対し必要な保健、医療、福祉等に係る業務を行う者及びこれらの者で組織する団体をいう。

（基本理念）

第3条 町民の健康づくりは、町及び町民、地域団体、事業者及び保健医療等関係者（以下「町民等」という。）がそれぞれの責務と役割を認識し、相互に連携を図りながら地域全体で推進されなければならない。

- 2 町民の健康づくりは、全ての人々が健康であることを願い、町民が健康づくりに関心及び必要な知識を持ち、自らの心身の状態に応じた健康づくりに生涯にわたり主体的に取り組むことを基本として推進されなければならない。
- 3 町民の健康づくりは、町民の健康に関わる社会環境の整備及び向上に向けて、町及び町民等が相互に連携し、及び協力して取り組むことを基本として推進されなければならない。

（町の責務）

第4条 町は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、町民の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、

及び実施するものとする。

- 2 町は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、町民等の意見を反映させるよう努めるものとする。
- 3 町は、町民等に対して、町民の健康づくりに関する情報の提供その他必要な支援を行うものとする。
- 4 町は、感染症等により町民等の健康づくり活動が制限される事態になった場合は、状況に応じて必要な措置を講ずるものとする。

(町民の役割)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、健康づくりに関する必要な知識を習得するとともに、健康診断並びに検診その他の方法により適宜自己の健康状態を把握しながら、継続して自らの心身の状態に応じた健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

- 2 町民は、家庭において健康づくりに取り組むとともに、地域、職場、学校等その他において行われる健康づくりの推進に関する活動に参加するよう努めるものとする。

(地域団体の役割)

第6条 地域団体は、基本理念にのっとり、地域及び組織の特色を生かして、町民の健康づくり推進活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、法令を遵守し、従業員の健康づくりに主体的に取り組むとともに、町、町民、地域団体、保健医療等関係者及び他の事業者が実施する健康づくり推進活動に協力するよう努めるものとする。

(保健医療等関係者の役割)

第8条 保健医療等関係者は、基本理念にのっとり、町民の健康づくりに資する情報を提供し、町民が保健医療等を適切に受けられるよう努めるものとする。

(町民の健康づくりの推進に関する施策)

第9条 町は、町民とともに健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を目指すため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 体の健康づくりに関する施策

- (2) 心の健康づくりに関する施策
- (3) 心身機能に不安がある人にも配慮した健康づくりに関する施策
- (4) 予防に重点を置いた世代に応じた健康づくりに関する施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、健康づくりを推進するために必要な事項に関する施策

(町民の健康づくりの推進に関する計画の策定等)

第10条 町は、前条に規定する施策を適切に実施するため、健康づくりの推進に関する計画（以下「計画」という。）を策定し、公表するものとする。

2 計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 町民の健康づくりの推進に関する基本方針及び目標
- (2) 町民の健康づくりの推進に関する施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町民の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 町は、計画の進行管理に合わせて5年ごとに前項第2号に掲げる事項を評価し、必要に応じて当該事項の見直しを行うものとする。

(健康づくり推進委員会)

第11条 町民の健康づくりを推進するため、健康づくり推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 計画に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、町民の健康づくりの推進に関する事項

3 委員会は、委員12人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域の代表者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

5 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(国、県等との協力)

第12条 町は、町民の健康づくりの推進を図るため、国、県及び他の地方公共団体と協力するよう努めるものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、健康づくりの推進に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年 月 日から施行する。